

PRESS RELEASE

株式会社名古屋証券取引所

〒460-0008

名古屋市中区栄三丁目3番17号

TEL 052-262-3171

FAX 052-241-1527

URL <http://www.nse.or.jp/>

平成17年11月30日

各 位

11月社長記者会見

1. 役員の処分について <資料1 参照>
2. 新株予約権の行使等に伴う上場手数料の引下げについて <資料2 参照>
3. 信託金の取扱いの変更に伴う「取引参加者規程」等の一部改正について
<資料3 参照>
4. 制度信用取引の権利処理方法の見直しに伴う「受託契約準則」等の一部
改正について <資料4 参照>
5. 株式会社証券保管振替機構における一般債振替制度の開始に伴う債券に係る
上場・売買制度の整備のための「業務規程」等の一部改正について
<資料5 参照>
6. 外国株券振替決済制度における個人データの第三者提供に係る規定及び上
場外国株の多様化等に向けた規定整備に伴う「受託契約準則」の一部改正に
ついて <資料6 参照>
7. 取引参加者における顧客による不公正取引の防止のための売買管理体制の
整備に伴う「取引参加者規程」の一部改正等について <資料7 参照>
8. 年末年始の行事のご案内 <資料8 参照>

以 上

平成 17 年 11 月 30 日
株式会社 名古屋証券取引所

役員の処分について

当取引所では、11 月 4 日に発生いたしました相場報道システム障害を受け、現在、再発防止のための措置を実施しているところでありますが、本日以下のとおり役員報酬の減額を行うことを決定いたしましたのでお知らせいたします。

代表取締役社長 畔 柳 昇 月額報酬の 30%、1 ヶ月 (12 月分)

取締役副社長 西 川 聡 月額報酬の 10%、1 ヶ月 (12 月分)

(参考)

本件に関するグループ長 厳重注意

以 上

新株予約権の行使等に伴う上場手数料の引下げについて

平成17年11月30日
株式会社名古屋証券取引所

1. 趣 旨

当取引所は、上場会社が新株予約権の行使等によって新たに株券を発行する際に、その発行総額に基づいて追加的に上場手数料を徴収している。しかし、発行総額によっては極めて多額な上場手数料が発生するケースがあり、上場会社からも引下げの要請が寄せられている。

このため、当取引所は、当該要請等に鑑み、新株予約権の行使等に伴う上場手数料について、その料率の引下げを行うこととする。

2. 概 要

項 目	内 容	備 考
新株予約権の行使等に伴う上場手数料率の引下げ	・新株予約権の行使又は優先株の普通株への転換に伴う上場手数料について、その料率を発行総額の万分の1とする。	※現行は、発行総額の万分の5.2としている。

3. 実施時期

平成18年2月末日支払分から実施する。

以 上

信託金の取扱いの変更に伴う「取引参加者規程」等の一部改正について

平成17年11月30日
株式会社名古屋証券取引所

1. 改正趣旨

取引参加者が新たに異なる種類の取引資格を取得する場合、又は組織再編等において取引資格を喪失すると同時に新たに取引資格を取得する場合で、取引資格の喪失申請者と取得申請者の実態に差異がないと認められる場合における、信託金の取扱いについて、取引参加者の財務的負担の軽減等の観点から見直すこととし、「取引参加者規程」等の一部改正を行うこととする。

2. 改正概要

取引参加者が新たに異なる種類の取引資格を取得する場合、又は組織再編等において取引資格を喪失すると同時に新たに取引資格を取得する場合で、取引資格の喪失申請者と取得申請者の実態に差異がないと認められる場合においては、現に預託している信託金を充当できるものとし、当該充当に係る手続について規定の整備を行う。

(備考)

- ・取引参加者規程第5条及び第33条等

3. 施行日

平成17年12月12日より施行する。

以上

制度信用取引の権利処理方法の見直しに伴う「受託契約準則」等の一部改正について

平成17年11月30日

株式会社名古屋証券取引所

1. 改正趣旨

来年1月4日以降の日を基準日とする株式分割について、株式分割の効力発生日が基準日の翌日となることを受け、株式分割により売買単位の整数倍の数の新株式が割り当てられる場合の制度信用取引における信用売顧客及び信用買顧客の権利関係について、現行の権利処理方法に代えて、信用取引の売付有価証券又は買付有価証券及び信用取引の売付価格又は買付価格を株式分割の比率に応じて調整する方法を新たに導入するなど、所要の改正を行うこととする。

2. 改正概要

(備考)

(1) 株式分割により売買単位の整数倍の数の新株式が割り当てられる場合の権利処理方法の新設

株式分割により売買単位の整数倍の数の新株式が割り当てられる場合の制度信用取引における信用売顧客及び信用買顧客の権利関係は、売付有価証券又は買付有価証券及び売付価格又は買付価格を分割比率に応じて調整することにより処理するものとする。

・受託契約準則第48条
・制度信用取引に係る権利の処理に関する規則第4条第3項

(2) 新株式に係る有価証券及び金銭の貸付け

分割比率に応じて調整する権利処理が行われた場合の新株式に係る売付有価証券又は買付代金の貸付けは、株式分割の効力発生日にそれぞれ行ったものとみなす。

・受託契約準則第39条

(3) 新株式の弁済期限

分割比率に応じて調整する権利処理が行われた場合の新株式に係る売付有価証券又は買付代金の貸付けは、株式分割の対象となった株式の売付け又は買付けが成立した日の6か月目の応当日から起算して4日目の日を超えて繰り延べるできないものとする。

・受託契約準則第41条第2項

(4) その他

所要の改正を行う。

3. 施行日

平成18年1月4日から施行し、平成18年5月31日以後の日を基準日とする株式分割から適用する。

以上

株式会社証券保管振替機構における一般債振替制度の開始に伴う債券に係る上場・売買制度の整備のための業務規程等の一部改正について

平成17年11月30日
株式会社名古屋証券取引所

1. 改正趣旨

平成15年1月に施行された社債等の振替に関する法律（以下「社振法」という。）により、社債等の権利の移転を、振替機関の口座振替によって行うことが可能となった。これを受け、株式会社証券保管振替機構（以下「保管振替機構」という。）は、社振法に基づき、社債等を対象とする振替制度（以下「一般債振替制度」という。）を開始する予定であり、今後の社債等は一般債振替制度を利用した発行・流通が主流となると考えられる。

これを踏まえ、当取引所は、上場債券の決済の安全性・効率性を確保し、市場の信頼性を高める観点から、上場対象とする債券（国債証券及び新株予約権付社債券を除く。以下同じ。）の要件を、現行の本券が発行されていることに替えて、保管振替機構が振替業の対象とする債券であることとし、債券の売買の決済に一般債振替制度を利用することとするなど、業務規程等の一部改正を行うこととする。

2. 改正概要

(1) 上場制度

① 上場審査基準

- a. 保管振替機構の取扱いの対象であることを上場の要件とする。
- b. 上場申請時の本券の見本の提出を不要とし、本券に関する基準を廃止する。
- c. 上場債券に係る各債券の金額は、10万円、100万円又は1,000万円のいずれかとする。

・債券に関する有価証券上場規程の特例第4条等

② 上場廃止基準

保管振替機構の取扱いの対象とならないこととなった債券は、上場廃止とする。

・債券に関する有価証券上場規程の特例第7条等

③ その他

市場環境の変化に合わせ、以下の基準の整備を行う。

- a. 国内債券について、同一発行者に係る上場銘柄数に関する制限を廃止する。
- b. 上場審査基準における発行後経過年数に関する基準を廃止する。
- c. 未償還額面総額が上場日現在の未償還額面総額の20%未満となった場合に上場廃止にするという基準を廃止する。
- d. 最終償還期限が到来する債券の上場廃止日は、最終償還日から起算して5日前の日（休業日を除外する。）とする。

・債券に関する有価証券上場規程の特例第3条等

(備 考)

(2) 売買制度

① 売買単位

各債券の金額とする。

・業務規程第15条等

② 決済日

債券の売買の決済は、売買契約締結の日から起算して4日目（休業日を除外する。以下同じ。）の日に行うものとする。ただし、売買契約締結の日から起算して4日目の日が利払期日（利払期日が銀行休業日に当たり、利払期日前に利子の支払いが行われるときは当該利子の支払いが行われる日。以下同じ。）の前日（銀行休業日を除外する。）に当たる場合は、利払期日（休業日に当たる場合は、順次繰り下げる。）に決済を行うものとする。

・業務規程第9条等

③ 決済方法

取引参加者と顧客の間の決済は、社振法に基づく顧客口座又は保管振替機構における口座の振替により行うものとする。

・受託契約準則第26条

3. 施行日

平成18年1月10日から施行する。

※以下の経過措置を講じる。

・(1) ② 上場廃止基準

施行日において、現に当取引所に上場されている債券が、平成19年12月31日までに指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならなかった場合には、平成20年1月31日に上場廃止とする。

・(2) 売買制度

施行日において、現に当取引所に上場されている債券については、保管振替機構が振替業において取扱いを開始する日として当取引所が定める日を決済日とする売買及び決済から適用する。

以 上

外国株券振替決済制度における個人データの第三者提供に係る規定及び上場外国株の多様化等に向けた規定整備に伴う「受託契約準則」の一部改正について

平成17年11月30日
株式会社名古屋証券取引所

1. 改正趣旨

本年4月に個人情報の保護に関する法律が全面施行されたことにより、住所・氏名等の個人データを取り扱う事業者が当該個人データを第三者に提供する場合には、本人からの同意取得が義務付けられたことに伴い、顧客は、外国税務当局への税金還付手続き等、外国株券振替決済制度において必要となる個人データの第三者への提供に同意する旨を外国証券取引口座に関する約款に定めることとし、受託契約準則において所要の規定整備を行うこととする。

また、本年6月に外国会社向けの上場制度等を創設し、海外の企業に対し日本市場での上場による資金調達の手続きを開いたところであるが、今後想定される様々な国・地域の会社の株券の上場など、上場銘柄の多様化に対応するため、外国証券取引口座に関する約款で規定すべき内容等について、受託契約準則において所要の規定整備を行うこととする。

2. 改正概要

- ・ 外国証券の配当に課せられる源泉徴収税に係る軽減税率の適用・還付等の手続きを行う場合の現地税務当局・現地保管機関等に対する当該手続きに必要な個人データの提供に、顧客が同意する旨を定めるものとする。
- ・ 外国証券の発行者が有価証券報告書の作成や実質株主向けの情報提供等を行うために必要な個人データの提供に、顧客が同意する旨を定めるものとする。
- ・ 配当その他の金銭の分配が行われる場合、現地通貨を日本国内に送金した後に円貨に交換して実質株主に支払うこととなっているが、日本国外で円貨への交換を行う場合の取扱いを定めるものとする。
- ・ 株主総会における議決権に関し、議決権の不統一行使が認められず決議会社を通じた議決権行使ができない場合及び法令上実質株主が株主総会に出席して議決権を行使することができる場合においては、決議会社が議決権行使の取扱いを別に定めることができるものとする。
- ・ 新株引受権の処理に関し、顧客が引受けを希望しない場合等において決議会社が行う売却処分について、売却を行う国・地域の市場の状況等により売却が実行できない場合には、当該新株引受権は失効することとなる取扱いを明記する。
- ・ その他所要の整備を行う。

(備考)

- ・ 受託契約準則第28条の9第1項第1号
- ・ 受託契約準則第28条の9第1項第2号
- ・ 受託契約準則第28条の4第4項
- ・ 受託契約準則第28条の7第4項
- ・ 受託契約準則第28条の5第1項
- ・ 受託契約準則第3条の2等

3. 施行日 (予定)

平成18年1月10日から施行する。

以上

取引参加者における顧客による不公正取引防止のための売買管理体制 の整備に伴う「取引参加者規程」の一部改正等について

平成17年11月30日
株式会社名古屋証券取引所

I. 改正趣旨

昨今のインターネット取引等の非対面取引の増加などを踏まえ、取引参加者における顧客による不公正取引を防止し、もって当取引所及び取引参加者の信用を確保し、公益及び投資者の保護に資するため、取引参加者における売買管理体制の整備に関して、社内規則の制定その他の必要な措置を定めることとし、「取引参加者規程」の一部を改正するとともに、「取引参加者における顧客による不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則」を制定することとする。

II. 改正概要

(備 考)

1. 売買時管理体制の整備

取引参加者は、以下の措置を講じることにより、当取引所の市場における有価証券の売買等に関する売買管理体制を整備するものとする。

・取引参加者規程第26条の2

2. 社内規則の制定

取引参加者は、当取引所の市場における有価証券の売買等に係る売買管理に関して、以下の事項について規定した社内規則を定めなければならないこととする。

・取引参加者における顧客による不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則第2条

- (1) 売買管理の業務を担当する部門並びにその権限及び責任に関する事項
- (2) 顧客の売買動向及び売買動機等の的確な把握に関する事項
- (3) 売買管理を行うに当たり参考とすべき情報に関する事項
- (4) 売買審査の対象となる顧客の抽出に関する事項
- (5) 顧客に対して行う売買審査に関する事項
- (6) 売買審査の結果に基づく措置に関する事項
- (7) その他必要と認められる事項

3. 顧客の売買動向及び売買動機等の的確な把握

取引参加者は、適宜、モニタリングを行い、顧客の売買動向及び売買動機等の的確な把握に努めるものとする。

・取引参加者における顧客による不公正取引の防止のための売買管理体制

4. 売買審査

取引参加者は、当取引所が定める抽出基準に従い、売買審査の対象となる顧客を抽出し、当該顧客が行った取引に関して、当取引所が定める分析項目その他の項目について売買審査を行うものとする。

また、売買審査の結果、不公正取引につながるおそれがあると認識した場合には、当該取引を行った顧客に対して注意の喚起を行い、その後も改善が見られない場合には、当該顧客に対して注文の受託の停止その他の適切な措置を講じなければならないものとする。

5. 社内記録の保存

取引参加者は、抽出基準を変更した場合における変更理由並びに売買審査の結果及び顧客に対して講じた措置について社内記録を作成し、5年間保存するものとする。

6. 社内規則の見直し等

取引参加者は、売買管理体制に関する社内規則について、役職員に周知徹底し、市場及び取引の実態に応じて売買管理の業務を担当する部門に見直しを行わせるなどにより、その実効性を確保するものとする。

に関する規則第3条

・取引参加者における顧客による不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則第4条

・取引参加者における顧客による不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則第5条

・取引参加者における顧客による不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則第6条

III. 施行日

平成18年6月1日から施行する。

以 上

平成17年11月30日
株名古屋証券取引所

年末年始の行事のご案内

名古屋証券取引所では、例年どおり「大納会」及び「新甫大発会」を下記のとおり執り行いますので、お知らせいたします。

記

1. 大納会

(1) 日 時 平成17年12月30日(金)

午前11時30分～

(2) 会 場 M I Cホール

2. 新甫大発会

(1) 日 時 平成18年 1月 4日(水)

午前8時45分～

(2) 会 場 M I Cホール

以 上